

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律の公布・施行について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難になっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める必要があるため。

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であって、次のいずれかに該当する者のうち、宿泊療養者又は自宅療養者を対象とする。

- (1) 感染症法又は検疫法の規定による外出自粛要請を受けた者
- (2) 検疫法の規定による隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設に収容されている者

3 対象期間

2 (1) の外出自粛要請又は 2 (2) の隔離・停留の措置に係る期間が選挙の期日の告示の日の翌日からその選挙の当日までの期間にかかると見込まれる者

4 公布日・施行日

公布日：令和 3 年 6 月 18 日（予定）

施行日：令和 3 年 6 月 23 日（予定）